

令和8年度吹田市中小企業人材育成支援補助金募集要項

1 概要

市内中小企業者が、事業者本人又はその従業員の育成を目的として受講する研修等の受講費用を補助します。

2 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人）であること。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のもの）であって、事業を営むものをいう。以下同じ。）が所有していること。
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。
- (2) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。

3 補助対象事業

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）の期間に、補助対象者又はその従業員（市内の事業所に勤務する者に限る。）が、研修等を受講する事業

※国、府等から補助金を受けている及び受ける見込みのある事業は、補助対象となりません。

4 補助対象経費

- (1) 補助対象事業の実施に要する経費のうち、次のいずれかに該当する経費
 - ア 次の研修に係る受講費及びそれに伴い必要となる教材の購入費。
 - (ア) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業大学校において実施する研修
 - (イ) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が職業能力開発促進センターにおいて実施する在職者訓練
 - (ウ) 商工会議所及び商工会が実施する研修
 - (エ) 大阪府が大阪府立高等職業技術専門学校において実施する在職者訓練
 - イ 補助対象者が企画・実施する研修に係る講師派遣料
※アの実施機関に講師派遣を依頼したものに限る。
 - ウ 国の法律に基づいて、各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事すると証明される資格の取得に必要な講習等の受講費

※受験料は含まない。

※更新に係る費用は含まない。

【対象となる資格の例】

名称	関係法令
危険物取扱者	危険物の規制に関する政令
土地家屋調査士	土地家屋調査士法
放射線取扱主任者	放射性同位元素等の規制に関する法律
移動式クレーン運転士	クレーン等安全規則
フォークリフト運転技能講習	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令
情報処理安全確保支援士	情報処理の促進に関する法律
旅行業務取扱管理者	旅行業法

※対象となる資格については、市にお問い合わせください。

(2) 補助対象外の経費

ア (1)イのうち、講師の交通費・宿泊費、会場の借上げ・設営等に係る費用

イ (1)ウのうち、道路交通法第 84 条の自動車等運転免許の取得に係る講習等の受講費

(3) 注意事項

補助金の交付申請は、研修等の修了後です。

研修等の受講及び補助金交付申請を検討しており、かつ、補助対象となる研修又は経費に該当するか不明瞭である場合には、必ず事前にお問い合わせください。

5 補助金の額等

(1) 補助金の額

上限 5 万円（補助率 2 分の 1）

(2) 補助金交付回数

1 事業者につき 1 回限り

※対象期間中に複数の補助対象事業を実施した場合、期間中において最後の研修の修了後に、全ての補助対象事業分を併せて申請してください。

※補助金額は、期間中に支出した補助対象経費総額×1/2以内（千円未満切捨て）の上限が5万円です。

6 申請方法

(1) 提出書類

ア 補助金交付申請書（様式第 1 号）

イ 企業概要書（様式第 2 号）

ウ 研修等受講計画及び実施報告書（様式第 3 号）

- エ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- オ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し
- カ 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類
- キ 研修等の内容がわかる書類
- ク 研修等の修了を証する書類（実施機関から発行されない場合は（参考様式）を御提出ください。）
- ケ 補助対象経費の支払を証する書類
 - ※ア、イ、ウ及び参考様式は、吹田市のホームページから様式をダウンロードして御使用ください。
 - ※カは市町村民税（各市町村発行）に関する書類です。国税（各税務署発行）の納税証明書ではありませんので御注意ください。

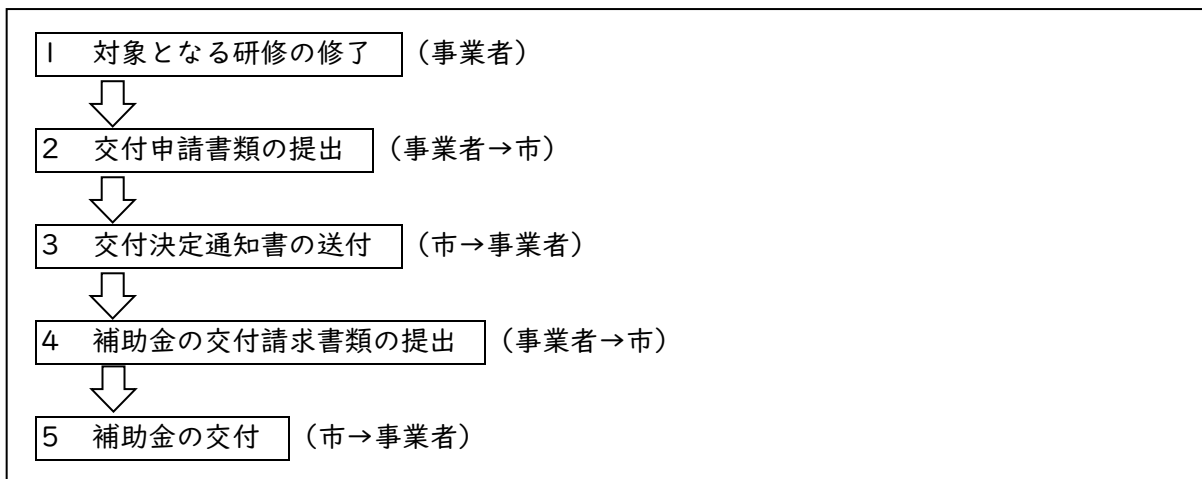
(2) 提出方法

- (1)の書類を地域経済振興室へEメール又は郵送（レターパックライト）で御提出ください。
- ※Eメールでの提出を御希望の場合は、必ず事前に御連絡ください。また、データを提出する場合、ファイル名を(1)の書類名にしてください。

(3) 受付期間

令和8年4月20日（月）～令和9年3月19日（金）

7 補助金交付手続きの流れ



8 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当
 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
 電話番号 06-6170-7217
 メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp